

在宅療養支援ベッド利用のご案内

☆ 在宅療養支援ベッド運用について

上尾市在住の患者様が、安心して在宅医療・介護を受けて頂くために、患者様の容態が変化した際 かかりつけ医の判断で速やかに入院が出来るベッドを市内の指定医療機関に**1日1床確保**しております。在宅療養中の患者様とご家族が安心して在宅医療を続けて頂くための在宅支援をサポートさせていただきます。※登録申請医で市外患者様の場合や県医師会登録医で登録申請されており、患者様が上尾市在住の場合にはご相談下さい。

☆ 設置場所と対応時間

名称：『上尾市医師会 在宅医療連携支援センター』

設置窓口：上尾中央総合病院内 みぶた 民部田 みほ 美保

対応時間：月～金曜日 9:00～16:00 平日のみ

電話番号：080-1334-1530 FAX：048-614-8875

☆ 在宅療養支援ベッドご利用について

下記の登録が必要になります。

- ① 医師の登録があること ※「往診・訪問診療医 登録シート」(No.1)
- ② 患者さまの登録があること ※「患者情報登録シート」(No.2)
「在宅医療連携拠点における個人情報使用同意書」(No.3)

・入院の可否は、往診医の判断を最大限尊重するものとなっており、原則 在宅医からの依頼は断らず入院となります。

ご利用時は、「埼玉県在宅療養支援ベッド利用申請書」(No.4)が必要になります。

☆ 利用対象

- ・肺炎・発熱・脱水等による一時的に入院治療が必要な場合。

(14日以内での治療が予測されるものに限りです)

- ・常時、医療管理が必要な患者様で介助者の事情(※)により介護が一時的困難になった場合。

※介助者の事情とは、疾病やけが、出産、冠婚葬祭などで介護が一時的にできない場合や介助者の休養(レスパイト)などにも可能な限り対応させていただきます。

また、下記の方は利用できません。

心臓発作などの心疾患・脳疾患・意識がない・けいれん発作・骨折など、ただちに救急車を呼ばなければならない状態の時は、対象には含まれません。

☆ 入院期間

- ・在宅療養支援ベッドの**利用期間は、14日間以内**です。
- ・在宅療養支援ベッド利用中の差額ベッド代はご利用される医療機関にご確認ください。
- ・入院期間が14日を超える場合は、ご利用された医療機関の指示に従って下さい。